

## 江東区基本構想審議会の運営に関する取決め（案）

平成20年 月 日  
江東区基本構想審議会決定

### 1 目的

この取決めは、江東区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の公開

審議会の会議は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、江東区情報公開条例に規定される非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

### 3 非公開の決定方法

会長は上記2のただし書に該当すると認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

### 4 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催される30分前までに、傍聴申込書により申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、定員に満たない場合は会議の開催前までに申請し、傍聴券の交付を受けることができる。
- (2) 傍聴券の交付は、会議の当日、次により行う。

傍聴申込者で、傍聴できる者が定員に満たない場合は、申込者全員に対して傍聴券を交付する。

傍聴申込者で、傍聴できる者が定員を超えた場合は、江東区内に住所を有する者（以下「区民」という。）を優先することとし、区民で定員を超える場合は、区民での抽選により傍聴者を決定し、傍聴券を交付する。ただし、区民を優先させた後に定員残数がある場合は、区民以外の対象者全員での抽選により、傍聴者を決定し、傍聴券を交付する。

## 5 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会長は審議会会場の都合等によりその増減を認めることができる。

## 6 傍聴券の提出等

(1) 傍聴者は、会場に入場の際、傍聴券を係員に提示し、傍聴席に着かなくてはならない。

(2) 傍聴者は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(3) 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員へ返還しなくてはならない。

## 7 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器等の危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 拡声器の類を携帯している者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

(5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く）

(6) 酒気を帯びている者

(7) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

## 8 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議中にみだりに席を離れないこと。

(2) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てる等、審議の妨害をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。

(6) 録音、写真撮影及び録画をしないこと。（事前に会長の許可を受けた場合を除く。）

(7) その他会場の秩序を乱し、又は審議の支障となる行為をしないこと。

## 9 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの取決めに違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。
- (3) 傍聴者は会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

## 10 傍聴者の会議資料の閲覧

会長は、審議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に江東区情報公開条例に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

## 11 報道機関の取扱

- (1) 報道関係者は、上記4及び5の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記6から10までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

## 12 会議録の作成

審議会は、会議終了後速やかに会議録を作成する。

## 13 会議録の記載内容

- (1) 会議録には、次の内容を含むものとする。
  - 議題及び議事概要
  - 出席した委員の氏名
  - 発言者及び発言内容
  - その他会長が必要と認めた事項
- (2) 発言者については氏名を記載せず、委員、事務局等の区別により記載を行い、発言された内容については、その要旨を記載する。

## 14 会議録の公開

作成した会議録は確定した後、区ホームページへの掲載及びこうとう情報ステーションにおいて閲覧に供することにより公開する。

1 5 庶務

この取決めに関する庶務は、政策経営部企画課において処理する。

1 6 その他事項

この取決めに定めのない事項は、会長が定める。

NO \_\_\_\_\_.

## 傍 聴 申 込 書

第 回江東区基本構想審議会の会議を傍聴したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

江東区基本構想審議会会長殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 【注意事項】

「江東区基本構想審議会の運営に関する取決め」により、下記に該当する方は、傍聴することができません。

#### 7 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等の危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く）
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

申込書に記入していただく個人情報は、この会議の傍聴にかかる事務以外の用途には使用いたしません。

## 傍 聴 券

\_\_\_\_\_  
殿

第 回江東区基本構想審議会の会議の傍聴券を交付します。

平成 年 月 日  
江東区基本構想審議会会長

### 【注意事項】

傍聴にあたっては、「江東区基本構想審議会の運営に関する取決め」に定める下記の事項を守り、係員の指示に従ってください。

#### 6 傍聴券の提出等

- (1) 傍聴者は、会場に入場の際、傍聴券を係員に提示し、傍聴席に着かなくてはならない。
- (2) 傍聴者は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- (3) 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員へ返還しなくてはならない。

#### 8 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議中にみだりに席を離れないこと
- (2) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと
- (3) 騒ぎ立てる等、審議の妨害をしないこと
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと
- (6) 録音、写真撮影及び録画をしないこと（事前に会長の許可を受けた場合を除く）
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は審議の支障となる行為をしないこと。

#### 9 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの取決めに違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。
- (3) 傍聴者は会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。